

対象年度		令和 6年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート													
事務事業名		生活支援体制整備事業						予算事業名		生活支援体制整備事業費							
予 算 科 目		会計	04	款	項	目	事業	要求区分	介護保険法								
				03	03	02	12	経常経費	根拠法令								
総合計画体系		みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分		主要事業							
		地域で支えあう福祉環境の充実								重点事業							
		地域福祉の充実						担当課係等		介護福祉課							
事業期間		継続 (平成30年度～ 年度)															
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】									
介護、医療、予防の専門的サービスだけでなく、市民相互の支え合い活動を強化し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようにする。								平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、本事業が創設された。									
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】								【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】									
①第1層協議体及び第2層協議体の設置 ②生活支援コーディネーターを配置 ③多様な主体等が参画する定期的な情報共有・連携強化の場を設け、地域の実情に応じた生活支援等サービスの体制整備を図る								65歳以上の高齢者									
								【事業をとりまく環境の変化】 平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、本事業が創設された。平成29年度中に生活支援コーディネーター及び協議体を配置することであったが、平成30年度中への設置と変更になった。平成30年度より生活支援体制整備事業及び生活支援コーディネーターを結城市社会福祉協議会に委託									
【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】									
①社会福祉協議会に事業を委託し、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営支援 ②委託包括が第2層協議体に参加し、行政・社協と連携し協議体の運営支援 ③市制施行70周年・小山市との友好都市盟約10周年企画で合同フォーラムの開催				①社会福祉協議会に生活支援体制整備事業を委託し、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営支援を行う ②委託地域包括支援センターが第2層協議体に参加し、行政・社協・包括と連携して協議体の運営支援を行う。				①社会福祉協議会に事業を委託し、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営支援 ②委託包括が第2層協議体に参加し、行政・社協と連携して協議体の運営支援 ③普及啓発として、市民フォーラムの開催									
■事業費																	
				R04年度		R05年度											
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	2, 483		2, 549									
	県		支	出	金	1, 242		1, 274									
	地		方		債	0		0									
	そ		の		他	0		0									
	一		般	財	源	2, 725		2, 799									
歳 入 計 (千 円)						6, 450		6, 622									
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)					金額 (千円)		金額 (千円)									
	07 報償費					0		10									
	08 旅費					0		7									
	12 委託料					6, 450		6, 600									
	18 負担金補助及び交付金					0		5									
歳 出 計 (千 円) (A)						6, 450		6, 622									
伸 び 率 (%)								2. 66									
備 考	総合計画 P 5 4 予算書 P 2 9 9																

令和 4年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R04年度	R05年度	R06年度
活動 指標	第1層協議体の開催数	回	目標	3.00	3.00	3.00
	社会福祉協議会に業務委託し、生活支援コーディネーターを配置 第1層協議体を設置し、地域課題を把握し、解決に向けて話し合う。		実績	1.00	0.00	0.00
	第2層協議体の開催数	回	目標	95.00	100.00	100.00
	第2層協議体を令和3年度ですべての小学校区に9協議体を設置 各協議体で地域課題のや地域情報を共有し話し合いを行う。		実績	92.00	0.00	0.00
成果 指標	第1層協議体への参加延べ人数	人	目標	70.00	75.00	75.00
			実績	27.00	0.00	0.00
	第2層協議体への参加延べ人数	人	目標	950.00	1,200.00	1,200.00
			実績	1,197.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	介護保険法に基づく必須事業のため、必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	設置主体は市であるが、委託可能な事業のため、平成30年度から社会福祉協議会に業務委託している。
	手段の妥当性	A 妥当である	第1層協議体・第2層協議体の運営支援及び生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に業務委託しているが、行政・社協・包括とともに事業に取り組んでいる。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	社会福祉協議会に業務委託し、生活支援コーディネーターを1名配置し実施している。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	すべての高齢者に対する助け合い・支え合い活動のため偏りはない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	第2層協議体を中心に、コロナ禍における屋外型サロンや小地域ごとのサロン活動を展開できた。また、新たな取り組みとして、買い物困難地域において買い物ツアーを実施したり、警察署と連携し、ながら見守り活動を推進した。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	コロナ禍で、協議体活動が中止、延期を繰り返したが、協議体メンバーのモチベーションを維持し、新たな活動を創出することができた。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
コロナ禍においても、メンバーのモチベーションが下ることなく、新しい活動を創出することができたため、その創出された活動が継続的に行われるよう、生活支援コーディネーターと連携し支援を行う。 第1層協議体においては、各第2層協議体活動の情報共有は図れているが、新たなサービス創出や共通の地域課題の協議ができていない。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか 現在、サロン活動や見守り活動の中心が第2層協議体のメンバーとなっているが、今後、第2層協議体で企画した内容を、第3層で実施する体制を構築していきたい。 継続的な活動のため、新規メンバーの発掘や、第3層になり得る人材の確保のため、普及啓発活動を推進していく。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置 方向性の具体的内容 地域における高齢者の自立した日常生活を確保するために、行政主導ではないボランティア等の多様な主体による協議体が、様々な生活支援・介護予防サービスの支援体制の充実強化を図る活動を継続的かつ効果的に運営支援を行っていく。 また、今後、第1層協議体において、市全体の課題把握や分析、サービスの創出などを行っていく必要がある。	2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置 企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり
---	---